

○山口県警察の地域警察運営に関する訓令

平成6年4月1日

本部訓令第9号

目次

- 第1章 総則（第1条—第10条）
- 第2章 勤務制等（第11条—第15条）
- 第3章 運用計画等（第16条—第26条）
- 第4章 地域警察幹部の配置及び職務（第27条—第38条）
- 第5章 指揮監督及び指導教養（第39条—第42条）
- 第6章 勤務の基準（第43条—第50条）
- 第7章 地域警察活動
 - 第1節 交番、駐在所における通常基本勤務（第51条—第62条）
 - 第2節 警ら用無線自動車における通常基本勤務（第63条—第68条）
 - 第3節 警備派出所における通常基本勤務（第69条—第71条）
 - 第4節 警察用船舶における通常基本勤務（第72条—第74条）
- 第8章 補則（第75条—第77条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に基づき、山口県警察における地域警察の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「地域警察官」とは、規則第2条に規定する地域警察の任務を達成するため、規則第5条に規定する地域警察勤務に従事する警察官並びに警察本部（以下「本部」という。）又は警察署（以下「署」という。）において地域警察勤務に従事する警察官に対する指揮監督及び指導教養に当たる勤務並びにこれらの勤務に関する企画及び調査、連絡調整、書類の作成、整理、統計の作成等の事務に従事する警察官をいう。

2 この訓令において「地域警察幹部」とは、地域警察官のうち巡査部長以上の階級にある者をいう。

（事件、事故等の処理範囲）

第3条 規則第3条に規定する事件、事故等の処理範囲の基準は、別表第1のとおりとする。

2 警察署長（以下「署長」という。）及び地域部自動車警ら隊長（以下「隊長」という。）（以下「署長等」という。）は、事件、事故等の処理に当たりこの基準により難い特別の事情があるときは、別に指示することができる。

（活動単位）

第4条 地域警察の活動単位は、交番（署所在地を含む。以下同じ。）、駐

在所、警ら用無線自動車、警備派出所及び警察用船舶とする。

2 前項に規定する活動単位における地域警察官の勤務所別配置定員は、別に定める。

(運用の方針)

第5条 前条に規定する活動単位は、それぞれの機能の特性が最高度に発揮されるよう運用するとともに、相互の組合せ、連携に配意し、情報交換を積極的に行い総合的な運用を図るものとする。この場合において、その効果的な運用に資するため、地域部地域企画課鉄道警察隊と連携を図るとともに、警察用航空機等の機能を有効に活用するものとする。

2 署長等は、事件、事故等の地域的、時間的、季節的発生状況、交通事情及び住宅街、商店街等の地域的特性を考慮し、計画的かつ重点的な運用を図るものとする。

(地域警察勤務)

第6条 地域警察官が通常において基本として行う地域警察勤務（以下「通常基本勤務」という。）の勤務種別ごとの勤務方法は、第7章に定めるもののほか、次により行うことができる。

(1) 交番勤務及び駐在所勤務において、所管区又は巡回連絡を担当する区域（以下「受持区」という。）（以下「所管区等」という。）の実情に応じ効果的と認められる場合に、警らと巡回連絡の勤務方法を組み合わせて行うこと。

(2) 駐在所勤務において、所管区の実情に即し特に必要がある場合に、立番を行うこと。

(3) 警察用船舶勤務において、気象状況により船舶の運用を行うことが適当でない場合等に、徒歩による沿岸警らを行うこと。

2 通常基本勤務以外の特別な活動として規則第5条第2項に規定する地域警察勤務（以下「特別勤務」という。）は次のとおりとする。

(1) 緊急配備のために活動すること。

(2) 事件、事故等の事案が発生した場合において、現場臨場、捜索、救助、被疑者同行その他当該事案処理のための活動を行うこと。

(3) 所管区等（地域部自動車警ら隊（以下「自動車警ら隊」という。）にあっては活動区域。次号において同じ。）において、住民の行う防犯活動、交通安全活動その他の地域諸活動への支援若しくは協力を行い、又は住民と共同でこれらの活動を行うこと。

(4) 所管区等における特別の治安情勢にかんがみ必要と認められる場合において、犯罪の予防検挙、犯罪情報の収集、交通指導取締り等の活動を行うこと。

(5) 雑踏警備その他警戒警備の要員として活動すること。

(6) その他地域警察官が通常基本勤務を通じた活動によっては地域警察の任務を達成することが困難な場合において、必要と認められる特別な活動を行うこと。

- 3 署長等は、管内（自動車警ら隊にあっては、活動区域。以下第10条第1項、第15条第2項、第44条第2項及び第45条第1項において同じ。）の治安情勢、警察事象等から特に必要があると認めるときは、地域警察官に特別勤務を命じることができる。この場合において、特別勤務を行わせることに伴う通常基本勤務の削減による地域警察活動への影響を最小限にとどめるようにしなければならない。

（制服勤務の特例）

第7条 地域警察官は、所属長が指定又は承認した場合には、私服により活動することができる。

（交番等の表示）

第8条 交番、駐在所及び警備派出所（以下「交番等」という。）の名称の表示等については、山口県警察の庁舎等の保全・管理に関する訓令（平成2年山口県警察本部訓令第13号）第17条の2第1項に規定するところによる。

- 2 警ら用無線自動車の表示は、車体の両側面に山口県警察と黒書きするものとし、塗装は車体の上部を白色、下部を黒色とする。

（所管区等の変更具申）

第9条 署長は、所管区等の現状について、常に次の事項に留意して、検討を加え、所管区の変更、交番等の新設、廃止、移転及び人員配置の変更の必要性を生じたときは、理由を付して警察本部長（以下「本部長」という。）に上申しなければならない。

- (1) 交番等の名称及び位置
- (2) 世帯数及び昼夜の人口の実態
- (3) 面積及び地勢並びに行政区画及び小学校区
- (4) 犯罪及び交通事故の発生状況並びに警察対象の多寡
- (5) 市街地構成状況及び土地の特殊事情
- (6) 道路の敷設又は廃止
- (7) 官公署、工場、団地等の新設又は移転
- (8) その他諸般の状況

（地域警察官配置上の留意事項）

第10条 署長等は、地域警察官の配置又は配置替えに際しては、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 管内の実情を十分考慮すること。
 - (2) 個々の地域警察官の素質、能力、経験、健康状態等を考慮すること。
 - (3) 勤務所別配置定員を欠員とするような配置替えを行うとき、又はやむを得ず所管区員の短期間の配置替えをするときは、あらかじめ地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）と協議すること。
- 2 署長等は、警ら用無線自動車の運転要員について、運転技能が優れ、かつ、警察実務に精通した身体強健な警察官を選任するとともに、警ら用無線自動車の適正安全な運転の確保に努めなければならない。

第2章 勤務制等

(勤務制)

第11条 地域警察官の勤務制は、次のとおりとする。

(1) 交替制勤務 山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令（平成7年山口県警察本部訓令第10号。以下「勤務時間訓令」という。）第2条に規定する交替制勤務

(2) 日勤制勤務

ア 通常勤務 勤務時間訓令第2条に規定する通常勤務

イ 毎日勤務 勤務時間訓令第2条に規定する毎日勤務

(3) 駐在制勤務 勤務時間訓令第2条に規定する毎日勤務で、勤務所の施設に居住して行う勤務

2 活動単位ごとの勤務制は、次のとおりとする。

(1) 交番 交替制勤務。ただし、特に必要のあるものについては、毎日勤務を採ることができる。

(2) 駐在所 駐在制勤務。ただし、特に必要のあるものについては、他の勤務制を採ることができる。

(3) 警ら用無線自動車 交替制勤務又は毎日勤務

(4) 警備派出所 交替制勤務又は毎日勤務

(5) 警察用船舶 毎日勤務

(勤務制の指定)

第12条 前条の勤務制については、本部長の承認を得て署長等が指定するものとする。

(勤務時間等)

第13条 地域警察官の勤務時間、休憩時間及び週休日の指定については、勤務時間訓令の定めるところによる。

(勤務時間の割振り)

第14条 地域警察官の勤務時間の割振りは、勤務時間訓令第5条の規定するところによる。

(勤務の開始及び終了時刻)

第15条 地域警察官の勤務開始及び終了時刻は、原則として次表のとおりとする。

勤務制		勤務開始時間	勤務終了時間
交替制勤務	当番日	午前9時	翌日の午前9時
	当番日 (自動車警ら隊に限	午前10時	翌日の午前10時

	る。)		
	日 勤 日	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分
日 勤 制 勤 務	通 常 勤 務	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分
	毎 日 勤 務	午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分
駐 在 制 勤 務		午前 8 時 3 0 分	午後 5 時 1 5 分

- 2 署長等は、管内の状況を検討して、時刻を繰り上げ若しくは繰り下げ、又は夜間に勤務させるなど必要な時間帯に勤務させ、管内の実情に即応した活動を行わせることができる。

第 3 章 運用計画等

(当務運用)

第 1 6 条 同一署において交番、警備派出所及び警ら用無線自動車の当番日における勤務（以下「当務」という。）の勤務員が複数ある時は、主として夜間、日曜日、土曜日及び休日の活動を一体として効率的に運用するものとする。

- 2 前項の規定は、自動車警ら隊の同一係において警ら用無線自動車の当務の勤務員が複数ある時について準用する。

(統合運用)

第 1 7 条 署長は、交番等の位置、配置人員、勤務制、管内の情勢等を勘案して必要により 2 以上の交番等の所管区を結合し、当該結合した区域（以下「ブロック」という。）において当該 2 以上の交番等の地域警察官を統合的に運用することができる。

- 2 署長は、ブロックを設定し、運用しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、本部長に報告しなければならない。

- (1) 統合運用しようとする交番等の名称
- (2) 拠点とする交番等の名称
- (3) 運用の方法

(交番等の連携)

第 1 8 条 署長は、交番等について相互の連携の方法、緊急時の共助態勢等をあらかじめ定めておくものとする。

(警ら要点等の設定)

第 1 9 条 署長は、所管区における犯罪の予防及び検挙、交通指導取締りその他地域警察活動を効率的に推進するため、主要な地点、地域、区間を警ら要点等として定めるものとする。

(警ら用無線自動車の警ら分担区の設定)

第20条 署長は、警ら用無線自動車が2台以上ある場合は、管轄区域を分けて、それぞれの警ら用無線自動車の警ら分担区を定めることができる。

（受持区の指定）

第21条 署長は、所管区ごとの配置人員の数に応じて受持区を指定するものとする。

（基本計画）

第22条 署長は、地域警察の効率的運用を図るため、次の事項を内容とする基本計画を定めるものとする。

- (1) 当務の編成
- (2) ブロックの編成及び運用
- (3) 警ら要点等の設定
- (4) 警ら分担区の設定
- (5) 受持区の指定
- (6) その他運用上必要な事項

（月間活動計画）

第23条 署長等は、地域警察活動を計画的に行うため、月間活動計画として、活動の重点、指導教養の重点その他活動に必要な事項を定めるものとする。

2 前項の活動計画は、別に定める月間活動計画表によるものとする。

第24条 削除

（転用勤務）

第25条 署長は、警察の総合的かつ効率的な運営の観点からみて、人員の不足その他必要やむを得ない場合のほか、地域警察官を看守、護送、警察署当番等の地域警察勤務以外の勤務（以下「転用勤務」という。）に従事させてはならない。

2 署長は、転用勤務に従事させる旨の決定を行うに当たっては、転用によって地域警察体制が著しく阻害されないよう転用の必要性及び地域警察体制の阻害の程度とを十分に比較考慮して慎重に判断しなければならない。

3 署長は、地域警察官を7日を超え継続して転用勤務に従事させる場合は、理由を付して本部長の承認を受けるものとする。

（企画調整等）

第26条 地域企画課長以外の本部各所属長又は地域警察幹部以外の幹部は、規則第2条に規定する活動に影響を及ぼすような企画をする場合は、事前に、本部にあっては地域企画課長、署にあっては地域課長（地域第一課長、地域第二課長、地域第三課長及び地域・交通課長を含む。以下同じ。）に連絡するものとする。

第4章 地域警察幹部の配置及び職務

（地域企画課長の職務）

第27条 地域企画課長は、本部長を補佐し、地域警察に関する企画及び立

案並びに本部各所属との連絡調整に当たるとともに、地域警察官に対し指導教養を行うことにより、地域警察活動の全般について推進を図るものとする。

（地域官の職務）

第27条の2 地域官は、署長を補佐し、他の課との連絡調整に当たるとともに、地域警察の運営について事務を総括し、部下職員の指揮監督及び指導教養を行うものとする。

（地域課長の職務）

第27条の3 地域課長は、署長を補佐し、地域警察に関する企画及び立案並びに他の課係との連絡調整に当たるとともに、部下職員の指揮監督及び指導教養を行うものとする。

（地域係長及び地域主任の職務）

第27条の4 警察署において地域係長及び地域主任は、地域警察官の運用計画の立案及び課係内の連絡調整に当たるとともに、部下職員の指揮監督及び指導教養並びに事件又は事故の発生現場における初動的な措置を行うものとする。

第28条 削除

（交番所長）

第29条 山口県警察の組織に関する訓令（平成18年山口県警察本部訓令第14号）第2条第6号に規定する幹部交番及び別表第2に掲げる交番（以下「指定交番」という。）の交番所長は、それぞれ日勤制勤務の警部又は警部補をもって充てる。

2 幹部交番及び指定交番以外の交番所長並びに警備派出所の派出所長は、原則として交替制勤務の警部補をもって充てる。

3 交番所長（警備派出所の派出所長を含む。以下同じ。）は、上司の命を受け、交番及び警備派出所における責任者として次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- （1）地域住民の意見、要望等の把握と系統的处理
- （2）関係機関、団体等との連絡調整
- （3）所管区における地域警察活動の重点とその推進要領の策定
- （4）通常基本勤務、事件、事故等の初動措置その他地域警察活動に関する指揮監督
- （5）交番及び警備派出所の個々の地域警察官の能力、個性等を踏まえた具体的な指導教養
- （6）交替制勤務を異にする勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調
- （7）他の交番等との連絡調整
- （8）交番及び警備派出所における施設、装備資機材、書類等の保守管理

4 交番所長は、前項各号に規定するもののほか、自ら率先して通常基本勤務等の地域警察活動を行うものとする。

（交番所長代理）

第30条 必要があるときは、交番所長配置の交番及び警備派出所にそれぞれ交番所長代理及び派出所長代理（以下「交番所長代理」という。）を置き、交替制勤務の警部補をもって充てる。

2 交番所長代理は、勤務員として交番所長を補佐し、自ら率先して通常基本勤務等の地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 交番所長不在の場合の交番所長の職務の代行
- (2) 勤務員に対する指揮監督及び指導教養
- (3) 勤務員相互間の融和と協調
- (4) 勤務員の勤務と事務処理の調整
- (5) 交替制勤務に伴う確実な事務引継ぎ
（駐在所長）

第31条 駐在所長は、毎日勤務の警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

2 駐在所長は、上司の命を受け、駐在所における責任者として次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 住民代表者等との意見交換による地域の意見、要望等の把握及びその系統的处理並びに地域における世話役的活動の推進
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整
- (3) 所管区における地域警察活動の重点とその推進要領の策定
- (4) 勤務員の能力、個性等を踏まえた指揮監督及び指導教養
- (5) 他の交番等との連絡調整
- (6) 駐在所における施設、装備資機材、書類等の保守管理

3 駐在所長は、前項各号に規定するもののほか、自ら率先して通常基本勤務等の地域警察活動を行うものとする。

（駐在所長代理）

第31条の2 駐在所長代理は、毎日勤務の警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

2 駐在所長代理は、勤務員として駐在所長を補佐し、自ら率先して通常基本勤務等の地域警察活動を行うほか、駐在所長不在の場合にあっては、駐在所長の職務を代行するものとする。

（当務責任者）

第32条 署長等は、第16条に規定する当務運用を行う場合においては、警部又は警部補（警部又は警部補を配置できない場合には、巡査部長のうちから適任者とする。）の中から当務ごとの責任者（以下「当務責任者」という。）を指定するものとする。

この場合において、当務ごとに統括係長が置かれている警察署にあっては、統括係長を当務責任者に指定するものとする。

2 当務責任者は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 当務中における地域警察官の取扱事項の総括及び報告
 - (2) 当務勤務の地域警察官の指揮監督及び指導教養
 - (3) 勤務基準の調整
 - (4) 事件又は事故の発生現場における初動的な措置及びその指揮
 - (5) 地域警察幹部相互間の連携
 - (6) 当番主任との連携
 - (7) その他署長等が必要と認める事項
- (ブロック統括責任者)

第33条 署長は、第17条に規定する交番等の統合運用を行う場合においては、ブロックの交番所長又は駐在所長の中から当該ブロックにおける地域警察官の活動を統括する責任者（以下「ブロック統括責任者」という。）を指定するものとする。

2 ブロック統括責任者は、上司及び当務責任者の命を受け、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) ブロックの地域警察活動に関する統括と報告
- (2) ブロックにおける地域警察官の指揮監督
- (3) 事件、事故等の初動的な現場活動及び現場指揮
- (4) ブロックにおける関係機関、団体等との連絡調整
- (5) 地域警察幹部相互間の連携
- (6) その他署長が必要と認める事項

(交番主任)

第34条 交番等にそれぞれ交番主任、派出所主任及び駐在所主任（以下「交番主任」という。）を置き、巡査部長をもって充てる。

2 交番主任は、地域警察活動の中核的立場にあることから率先垂範して実働するとともに、部下の職務執行において実践的な指揮監督及び指導教養を行うものとする。

(交番連絡主任)

第35条 交番所長の配置のない交番及び警備派出所にそれぞれ交番連絡主任及び派出所連絡主任（以下「交番連絡主任」という。）を置き、巡査部長（巡査部長配置のない場合には、巡査長又は巡査のうちから適任者とする。）をもって充てる。

2 交番連絡主任は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務員相互間の意思の疎通、融和及び協調
- (2) 関係機関、団体等との連絡調整
- (3) 他の交番等との連絡調整
- (4) 交番及び警備派出所における施設、装備資機材、書類等の保守管理

(班長)

第36条 交番等及び警ら用無線自動車に、交替制勤務ごとに班長を置き、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

2 班長は、自ら率先して地域警察活動を行うほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 勤務員に対する実践的な指揮監督及び指導教養（巡査長又は巡査にあつては指導助言）

(2) 勤務員相互間の融和と協調

(3) 勤務員の勤務と事務処理の調整

(4) 交替制勤務に伴う確実な事務引継ぎ

（地域警察幹部以外の幹部の指示、指導等）

第37条 地域警察幹部以外の幹部は、努めて交番等を巡回し、所掌事務について実務の指導に当たるものとする。

2 地域警察幹部以外の幹部は、地域課長の不在時又は急を要し地域課長にあらかじめ連絡するいとまがないときは、地域警察官に対し直接指示することができる。この場合において、その内容を事後速やかに地域課長に連絡するものとする。

第38条 削除

第5章 指揮監督及び指導教養

（地域企画課長その他の本部地域警察幹部による巡回指導）

第39条 地域企画課長は、自ら又は他の本部地域警察幹部に命じて署の地域課及び交番等を巡回し、指導教養を行うものとする。

（署長その他の幹部による巡視及び巡回指導）

第40条 署長は、地域警察官の指揮監督及び指導教養を行うに当たり、自ら又は副署長若しくは次長若しくは地域警察幹部に命じて巡視を行うものとする。

2 署長は、地域警察幹部以外の幹部に命じて交番等を巡回させ、当該幹部が所掌する事務について指導教養を行わせるものとする。

3 地域警察幹部以外の幹部は、前項の規定による巡回を通じて把握した事項のうち地域警察の運営に必要なものについて地域警察幹部に連絡するものとする。

（巡視等の計画）

第41条 署長は、巡視及び巡回指導（以下「巡視等」という。）を効果的に行うため、毎月、翌月の巡視等の計画を策定するものとする。

2 前項の規定による巡視等の計画の策定に当たっては、地域警察幹部及び地域警察幹部以外の幹部が巡視等を行う時期及び交番等を割り振るとともに、指揮監督及び指導教養上の具体的項目及び実地において見分すべき事項等の重点を示すものとする。

3 巡視等は、第1項の計画に従い行うものとする。

（巡視等の留意事項）

第42条 巡視等は、交番等のほか、その活動に従事する場所において行うものとする。

2 巡視等に当たっては、地域警察官の安全を確保するため、施設及び装備

資器材の整備点検並びに訓練及び指導教養の実施に努めなければならない。

第6章 勤務の基準

(勤務準則)

第43条 規則第11条第1項に規定する勤務準則は、別表第3のとおりとする。

(勤務基準の策定)

第44条 署長等は、前条の勤務準則に従い、個別の活動単位ごとに規則第11条第2項に規定する勤務基準を策定しなければならない。

2 前項の勤務基準を策定するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 来訪者が多いと予想される時間帯には、最低一人の所内勤務員の確保に努めること。
- (2) 巡回連絡を実施するための勤務時間の確保に努めること。
- (3) 管内の警戒力、特に夜間における警戒力に間隙を生じないようにすること。
- (4) 事件、事故等の地域別、時間帯別及び種類別の発生状況に配慮すること。
- (5) 地域警察官及び活動単位との連携に努めること。

(勤務基準の変更)

第45条 署長等は、管内の治安情勢等から必要があると認めるときは、前条の勤務基準の変更を命ずることができる。

2 地域警察官は、勤務基準による勤務を通じては処理することができない事件、事故等が発生した場合は、直属の地域警察幹部に勤務基準の変更の承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、必要な措置を講じた後、その経過を速やかに報告しなければならない。

3 地域警察官は、前項に定める場合のほか、勤務基準による勤務を通じては効果的な地域警察活動を行うことができないと認められるときは、その旨を直属の地域警察幹部に申し出ることができる。

4 前項の規定による申出を受けた地域警察幹部は、当該申出に相当な理由があると認めるときは、承認を与えるものとする。

(活動重点事項等の指示)

第46条 地域課長は、毎朝、月間の活動計画及び勤務基準に基づき当日実施すべき重点事項等を勤務所別に指示するものとする。ただし、出張、休暇等により、指示をすることができない場合は、指示事項を事前に地域課長が指定する者に引き継ぐものとする。

2 前項の指定を受けた者は、当該日の朝に、地域課長からの引継事項を指示するものとする。

3 交番等配置の地域警察幹部は、前2項の規定による指示に基づき次に掲

げる事項を地域警察官に指示するものとする。

(1) 所管区等の実態に即した警ら要点等の選定及び必要な活動の時間、場所、内容等

(2) その他活動に当たって配意すべき事項

(所外活動時の報告)

第47条 交番等に勤務する地域警察官は、出所又は帰所の都度、直属の地域警察幹部に報告するものとする。ただし、日曜日、土曜日、休日、執務時間外等で地域警察幹部が不在の場合は、当番主任に報告するものとする。

(活動状況の記録)

第48条 地域警察官は、勤務所別に勤務日の活動状況を別に定める活動記録簿に明らかにしておくものとする。

2 活動記録簿は、翌朝、順を経て署長（自動車警ら隊にあっては、隊長。以下この項及び次条において同じ。）の決裁を受けるものとする。ただし、署長が決裁日を指定した場合は、その日とする。

(勤務交替)

第49条 交替制勤務における地域警察官の勤務交替は、署長の指定する場所において、別に定める要領に従い迅速確実に行うものとする。

(資料の整理保管)

第50条 署の地域課及び交番等に備え付ける地域警察関係帳簿の様式、記載要領及び取扱いについて必要な事項は、別に定める。

2 地域警察官は、地域警察活動に必要な資料の収集に努め、常にこれを整理しておくとともに、紛失の防止その他その適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第7章 地域警察活動

第1節 交番、駐在所における通常基本勤務

(所管区責任及び受持責任)

第51条 交番等に勤務する地域警察官は、所管区及びブロックについて共同して警察の責務を遂行する責任を負う。

2 受持区を担当する勤務員（以下「受持勤務員」という。）は、担当する受持区について警察の責務を遂行する責任を負う。

3 前2項の警察の責務を遂行するに当たっては、地形・地物、交通、民情、風俗、住民の居住実態、困りごと、意見、要望、事件、事故等の発生状況等地域社会の実態を的確に掌握しておかなければならない。

(勤務の方法)

第52条 交番勤務員は、立番、在所、警ら及び巡回連絡の方法により勤務を行うものとする。

2 駐在所勤務員は、在所、警ら及び巡回連絡の方法により勤務を行うものと

する。

(立番)

第53条 立番においては、原則として交番の施設外の適切な場所に位置し、立って警戒に当たるものとする。

- 2 立番に際しては、できるだけ視野の広い場所に位置し、旺盛な警戒心と厳正な勤務態度により、異常又は不審と認められる事象の発見及びその真相の究明に努めるなど積極的に職務の執行に当たるとともに、諸願届の受理及び来訪者に対する応接を親切かつ迅速に行わなければならない。

(在所)

第54条 在所においては、交番又は駐在所の施設内において、諸願届の受理及び来訪者に対する応接を行い、併せて所外に対する警戒を行うとともに、書類の作成・整理、装備資機材及び施設の点検整備等を行うものとする。

(警ら)

第55条 警らにおいては、所管区及びブロックを巡行することにより、管内状況の掌握を行うとともに、犯罪の予防検挙、交通指導取締り、少年の補導、危険の防止、住民に対する保護、助言及び指導等に当たるものとする。

- 2 警らに際しては、周密鋭敏な観察力及び注意力を発揮するとともに、職務質問を励行し、不審と認められる事象の発見及び真相の究明に努めなければならない。
- 3 警らに際しては、努めて防犯連絡所等に立ち寄り、必要な連絡を行うよう配意しなければならない。

(巡回連絡)

第56条 巡回連絡においては、受持区を巡回して家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害事故の防止等住民の安全で平穏な生活を確保する上で必要な事項の指導連絡、住民の意見、要望、困りごと等を聴取し、良好な公衆関係を保持するとともに、受持区の実態を掌握するものとする。

- 2 巡回連絡は、受持区のすべての家庭、事業所等について行うものとする。
- 3 受持勤務員は、時期的、地域的な犯罪や災害事故が発生し、若しくはそのおそれがあるときに、これに対処するため必要があると認める場合は、特別巡回連絡を実施して必要な指導連絡を行い、又は治安情勢を説明し、訪問先の協力を得て犯罪情報の収集に努めるものとする。
- 4 警察本部長及び署長は、巡回連絡を効率的に行わせるために必要と認めるときは、地域警察官以外の警察職員を巡回連絡に協力させることができる。
- 5 その他巡回連絡の実施について必要な事項は、別に定める。

(特定巡回連絡)

第57条 交番所長及び駐在所長は、所管区内の官公署、事業所、団体等特に緊密な連絡を要すると認められるものについて、受持区の如何にかかわらず自ら巡回連絡を実施するものとする。

- 2 第1項の巡回連絡を実施するに当たっては、あらかじめ相手方の都合を

問い合わせ、巡回連絡を実施するに十分な時間を確保するほか、その実施方法も訪問、会合への出席、招致、電話連絡等その目的に沿ったものとする。

- 3 第1項の巡回連絡の対象が、受持区を担当する勤務員が行う巡回連絡の対象でもある場合は、両者の任務分担、巡回連絡の実施方法についてあらかじめ調整しておくこと。

(あんしんカード等の活用)

第58条 警ら又は巡回連絡に当たっては、別に定めるあんしんカード等を積極的に活用するものとする。

(休憩)

第59条 休憩は、交番等の定められた場所において行うものとする。ただし、署長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 休憩中であっても、請願届があった場合は、直ちに受理し、必要な措置を講じなければならない。

(移動交番)

第60条 署長は、交通の状況、住居の居住実態、事件又は事故の発生状況等の治安情勢等を勘案し、特定の地域において必要がある場合は、当該地域の地域警察活動を補うため、地域警察官を派遣して移動交番を設置し、効果的な運用を図るものとする。

- 2 前項の規定により派遣された地域警察官は、派遣された地域において警戒、請願届の受理、来訪者に対する応接、書類の作成・整理を行い、併せて派遣された地域を巡行し、住民に対する保護及び助言、危険の防止、犯罪の予防検挙に当たるものとする。

(臨時交番)

第61条 署長は、災害、季節的行事等臨時の必要がある場合は、臨時交番を設置することができる。ただし、設置の期間が1月を超える場合は、本部長の承認を受けるものとする。

(事件、事故等の事案に対する措置)

第62条 地域警察官は、通常基本勤務に従事中、事件、事故等を認知した時は、迅速に初動的措施、事件処理等を行わなければならない。

- 2 前項の措置を行うに当たっては、事案の内容に応じて、署、警ら用無線自動車、関係交番等と緊密な連絡を保ち、適切な措置を講ずるようにしなければならない。

- 3 第1項の事件処理を行うために必要な事項は、別に定める。

第2節 警ら用無線自動車における通常基本勤務

(勤務の方法)

第63条 警ら用無線自動車勤務員は、機動警ら及び待機の方法により勤務を行うものとする。

(活動の区域)

第63条の2 自動車警ら隊の活動区域は、県下全域とする。

(活動計画)

第64条 警ら用無線自動車の活動計画は、次の各号に掲げる事項について、策定すること。

- (1) 活動の重点
- (2) 運用台数及び活動時間
- (3) 警ら路線及び警ら時間
- (4) 警ら要点及び検問場所
- (5) その他活動上の留意事項

2 前項の活動計画の策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 事件、事故等の地域別、時間帯別及び種類別の発生状況
- (2) 地域警察官及び他の警ら用無線自動車との連携

(機動警ら)

第65条 機動警らにおいては、警ら用無線自動車により、あらかじめ定められた地域又は路線を巡行することにより、事件、事故等が発生した場合に緊急初動措置を行うとともに、機動力を活用して犯罪の予防検挙、交通指導取締り、危険の防止等に当たるものとする。

(勤務要領)

第66条 機動警らは、原則として2名1組を単位として行うものとする。

2 機動警らに際し、事件、事故等が発生した場合には、現場に急行して迅速的確な緊急初動措置を執らなければならない。

3 警ら用無線自動車勤務員の事件、事故等の事案に対する措置については、前項に定めるもののほか、第62条（事件、事故等の事案に対する措置）の規定を準用する。

(待機)

第67条 待機に際しては、指定された場所において、警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資機材の点検整備及び書類の作成・整理に当たるとともに、事件、事故等の発生に備え、無線通話の傍受に努めるほか、直ちに出勤できる態勢を保持しなければならない。

(準用規定)

第68条 第59条（休憩）の規定は、警ら用無線自動車勤務に準用する。

この場合において、第59条第1項中「署長」とあるのは「署長（自動車警ら隊にあっては、隊長）」と読み替えるものとする。

第3節 警備派出所における通常基本勤務

(勤務の方法)

第69条 警備派出所の勤務員は、警戒警備、立番、在所及び警らの方法により勤務を行うものとする。

(警戒警備)

第70条 警戒警備においては、警戒警備を要する対象の施設等について、当該施設等に応じて、巡回、駐留等の方法により警戒し、又は警備するも

のとする。

(準用規定)

第71条 第53条(立番)、第54条(在所)、第55条(警ら)、第59条(休憩)及び第62条(事件、事故等の事案に対する措置)の規定は、警備派出所勤務に準用する。

第4節 警察用船舶における通常基本勤務

(勤務の方法)

第72条 警察用船舶勤務員は、船舶の運用及び待機の勤務方法により勤務を行うものとする。

(運用区域)

第73条 警察用船舶の運用区域は、山口県警察における警察用船舶の管理及び運用に関する訓令(平成29年山口県警察本部訓令第13号)第2条に規定するところによる。

(準用規定)

第74条 第56条(巡回連絡)、第59条(休憩)、第62条(事件、事故等の事案に対する措置)、第65条(機動警ら)、第66条(勤務要領)第2項及び第67条(待機)の規定は、警察用船舶の勤務に準用する。

第8章 補則

(活動状況の報告)

第75条 署長は、地域警察官の活動状況を別に定める活動実態年報により本部長に報告するものとする。

(管内略図の掲示)

第76条 交番等には、地理案内その他執行務の参考とするため、施設内の見やすい場所に管内略図を掲示しなければならない。

(細則の制定)

第77条 署長等は、この訓令の施行に関し、本部長の承認を受けて必要な細則を定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月14日本部訓令第2号)

この訓令は、平成7年2月16日から施行する。

附 則 (平成7年3月31日本部訓令第11号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令等の一部を改正する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年7月31日本部訓令第16号山口県警察の地域警察運営に関する訓令等の一部を改正する訓令1条による改正附則)

この訓令は、平成7年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日本部訓令第5号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年2月12日本部訓令第2号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月15日本部訓令第8号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第11号)

この訓令は、平成14年5月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日本部訓令第24号地方警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令の一部を改正する訓令附則7項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月12日本部訓令第35号)

この訓令は、平成14年8月15日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日本部訓令第18号山口県警察術科訓練に関する訓令等の一部を改正する訓令第7条による改正附則)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月17日本部訓令第21号周南市の設置に伴う関係訓令の整理に関する訓令第11条による改正附則)

この訓令は、平成15年4月21日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日本部訓令第6号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日本部訓令第20号生活安全部生活環境課及び刑事部組織犯罪対策課の新設並びに本郷警察署の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令8条による改正附則)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日本部訓令第16号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月8日本部訓令第34号)

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月8日本部訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日本部訓令第7号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月27日本部訓令第11号山口県警察の組織、任用、服務等に関する訓令の廃止に伴う関係訓令の整理に関する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日本部訓令第11号山口県警察の地域警察運営に関する訓令及び山口県警察の航空機の運用等に関する訓令の一部を改正する訓令1条による改正附則)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日本部訓令第14号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理に関する訓令10条による改正附則)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 17 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 22 日本部訓令第 18 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日本部訓令第 11 号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 15 条による改正附則)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日本部訓令第 13 号保護の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令附則 2 項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 12 日本部訓令第 14 号山口県警察に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する訓令の一部を改正する訓令附則 4 項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 13 日本部訓令第 17 号山口県警察の組織改編に伴う関係訓令の整理等に関する訓令 2 条による改正附則)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 5 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 13 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、令和 3 年 4 月 14 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 10 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 1 月 14 日本部訓令第 1 号山口県警察の緊急配備に関する訓令の一部を改正する訓令附則 4 項による改正附則抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 4 月 1 日本部訓令第 26 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。